**その他資本剰余金の取り扱い**

作成日：平成28年12月20日

作成者：倉重会計　菅野

その他資本剰余金には下記のとおりである。

1. 資本金減少差益(減資差益)
2. 資本準備金減少差益
3. 自己株式処分差額
4. その他(組織再編による増減額)

■資本金と資本準備金は会社法で定められた金額であって、会計と税法では一致する。

　しかし、その他資本剰余金は、一義的には会社法の定めによっているが、税法独特の調整が行われるので、しばしば一致しないケースが出てくる。

貸借対照表と別表五(一)の関係

　　　　　　　　　貸借対照表

　　　　　　　　　　　　　資本金・・・・・資本金等の額

　　　　　　　　　　　　　資本剰余金・・・資本金等の額

　　　　　　　　　　　　　利益剰余金・・・利益積立金額

　　　　　　　　　　　　　自己株式(△)・・△資本金等の額

①資本金等の額

　出資者からの払込金額又は出資者への払戻金額

②利益積立金額

　所得のうち留保した金額